平成２７年（フ）第９８号
茨城県牛久市南６丁目５番地10
債務者　齋藤　　一
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
長野県松本市小屋北２丁目８番14号
債務者　松村　　篤
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２１５号
大分市横田１丁目12番２Ａ１―204号
債務者　桐山　貴子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３０７号
大分市三川上２丁目２－２　サニーコート三川204、住民票上の住所大分市志村２丁目６番３号
債務者　松元　久恵
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３８９号
神奈川県厚木市中荻野928番地９
債務者　疋田　由則
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４００号
神奈川県秦野市曲松２丁目４番４号　コーポ松田　203号
債務者　杉本　省司
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４１９号
神奈川県秦野市南矢名１丁目14番30号　コーポスヤマ　102号
債務者　赤木　明美
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４２６号
神奈川県小田原市蓮正寺133番地の４　エスポワール蛍田301、前住所神奈川県小田原市飯田岡519番地の１　パストラル広貴201
債務者　盛満　季子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４６１号
熊本県菊池郡大津町大字室404番地１　ニューパストラルＡ　201号、前住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字河内1972番地５
債務者　林　　由香
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５１４号
熊本県菊池郡大津町美咲野３丁目２番10号
債務者　村仲　慎一
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５２１号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼162番地14
債務者　村上　靖子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５４１号
熊本県上益城郡益城町大字福富920番地２　サザンカⅡ101号
債務者　海野眞裕美
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号
熊本県玉名市玉名2153番地１　たまきなマンションＡ103号
債務者　中山さゆり
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第１７９８号
神奈川県綾瀬市深谷中５丁目２番16号　ボナールアスカ202
債務者　青木　弥生
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８０５号
横浜市都筑区勝田町266番地１　市営勝田住宅39棟304号
債務者　針生　正之
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８１０号
横浜市保土ケ谷区峰沢町342番地　桜台ハイツ５棟203号
債務者　吉村　洋乃
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１４号
岡山市東区瀬戸町肩脊55番地１
債務者　谷　　茂
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部